



Vol.29 2008年 春

認め合う心から始まる共同参画

《特集》“ハラスメント” 悩みの種 嫌がらせを考える

目次

- ・ハラスメントを考える…………… 2～3
- ・「日本女性会議2007ひろしま」参加報告…………… 5
- ・ご存知ですか？福島県次世代育成支援企業認証… 6～7

- ・ハラスメントへの処方箋 -アサーティブネス- …… 4
- ・男女共同参画トップセミナーを開催…………… 6
- ・男女共同参画センター事業の紹介/キッズコーナー…… 8

私が、私するために。

若い世代の「恋人からの暴力」を考える

女性に対する暴力に関するシンポジウム
日時 2007年11月22日（木）14:30～18:00
会場 イイノホール（東京都千代田区）

第1部の基調講演では、南野千恵子・参議院議員が、平成20年1月11日に施行された、配偶者暴力防止法の改正について解説しました（右記参照）。

また、研究発表として、小野恵子・岡山県生活環境部男女共同参画課長が、岡山県の若い世代の恋人からの暴力（デートDV）調査結果に基づき、デートDVが広く存在し、ひとりで悩んでいることが多いことを指摘しました。

第2部は、内閣府公募による大学生等11名の企画委員から、デートDVについてのインターネットアンケート調査結果より、

- ①暴力は犯罪との認識はあるが、許容する傾向もある。
- ②女性は男性に比べ、被害の多面性が見られる。
- ③携帯電話等を用いた被害が見られる。
- ④早期からの予防教育が必要である。

と問題提起があり、デートDVへの対応や、学校教育における予防・啓発についての若者からの提案を発表しました。

パネルディスカッション「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」では、作家の神津カンナさんをコーディネーターに、企画委員2名を含むパネリストが次のような意見を述べました。

■伊藤公雄・京都大学大学院文学研究科教授

学校現場で、DV加害者・被害者にならないために、感情表現・アサーティブネス（4ページ参照）の授業の提供が必要である。

■中島幸子・特定非営利活動法人レジリエンス代表

被害者から暴力の相談を受けたら、問題を軽視せず、身の安全について話し合ってほしい。

配偶者暴力防止法改正のポイント 保護命令制度が拡充されました。

- ①「脅迫」も保護命令申し立てができます。
- ②被害者に対する電話・メール等が禁止されます。
- ③被害者の親族等も、接近禁止命令の対象となります。

The infographic details the changes in the Domestic Violence Prevention Law:

- Protection Order**: A protection order can be applied if the perpetrator threatens the victim.
- Court Application**: If applied, the court will issue a protection order against the perpetrator.
- More Severe Violence**: Protection orders are issued for acts of violence that pose significant danger to life or body.
- Types of Protection Orders**: There are two types of protection orders.
 - Proximity Restriction Order**: Prohibits the perpetrator from staying near the victim's residence, workplace, or other proximity areas.
 - Withdrawal Order**: Prohibits the perpetrator from living together with the victim at their residence.
- Duration**:
 - Proximity Restriction Order: 2 months
 - Withdrawal Order: 6 months
- Other Information**: Protection orders also apply to cohabitants and former spouses.
- Penalty**: Violating a protection order results in a fine of up to 100,000 yen or imprisonment for less than one year.

内閣府 「STOP THE 暴力」より

※上記法の対象は、婚姻の届出をしていない「事実婚」や、離婚した元配偶者も含まれますが、デートDVは、対象外であり、被害者への対策が不十分であるなど、課題もあります。